

[別紙]

留意事項：障害を理由とする不当な差別的取扱い・合理的配慮等の具体例

1 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例

障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- 窓口対応を拒否し、または対応の順序を後回しにすること。
- 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりすること。
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、一律にあるいは漠然とした安全上の問題を理由に講義の受講や実習への参加、学内の諸施設（スポーツ施設、文化施設等）やそれらのサービスの利用をさせないこと。
- 具体的な場面や状況に応じた検討を行うことなく、障害のある学生に対し一律に、入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等学外教育活動、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を成績評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。
- 実験や実技の遂行に支障がないにもかかわらず、障害のない学生とは異なる場所での対応を行うこと。
- 障害のある学生に対して、言葉遣いや対応の態度等一律に接遇のレベルを低くしたり、馬鹿にする等のハラスメントを行うこと。
- 施設利用のために、車椅子を利用した移動や盲導犬・聴導犬・補助犬の同伴、介助者の付き添い、その他支援機器の利用が必要であるにもかかわらず、そうした社会的障壁を除去するための手段の使用を理由として、施設利用やサービス提供を拒絶したり、制限したりすること。

2 正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例

- 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害のある学生に障害の状況等を確認すること。（障害のある学生本人の安全確保の観点）
- 大学の事業・事務に関わる手続を行うため、出資者となる障害のある学生本人に同行した者が代筆をしようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害のある学生本人に対し障害の状況や本人の加入意思等を確認すること。（障害のある学生本人の損害発生防止の観点）
- 実習を伴う科目において、例えばアレルギー疾患を有する学生にとってアレルギーとなる材料を使用するなど、病気や障害の特性等によって、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる場合、本人との建設的対話を行った上で、アレルギーとならない材料に代替し、別の部屋で実習を設定すること。（障害者本人の安全確保の観点）

3 合理的配慮に当たり得る対応の具体例

現時点における合理的配慮の一例としては以下の例が挙げられる。なお、以下に記載されている事例はあくまでも例示であり、本学のあらゆる場面で必ずしも実施するものではなく、また、以下の事例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する。

(1) 物理的環境に関する変更・調整や人的支援の具体例

① 主として物理的環境に関する変更・調整

- 学内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、または段差

に携帯スロープを渡すこと。

- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 図書館や学生向けの窓口での単独移動や、図書の配架場所や自身が用のある窓口の特定が困難な障害のある学生に対し、図書館内の移動や必要な図書を手にする支援を行うこと。
- 障害による体調不良へ対応のため、授業中、離席する必要がある場合について、教室の出入口付近や教室の最後列等に座席を確保すること。
- 疲労を感じやすい障害のある学生から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該学生に事情を説明し、教室の中や教室の前の廊下、対応窓口の近くに長椅子を置いて臨時的休憩スペースを設けること。
- 移動に困難のある学生のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。
- 視覚障害や聴覚障害のある学生のために、情報にアクセスしやすい座席位置を確保すること。
- 聴覚過敏のある学生のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な学生のために黒板周りの掲示物や提示資料1枚あたりの情報量を減らす等、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境等を変更すること。
- 災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害のある学生に対し、災害時に職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・館内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。

## ②主として人的支援に関するもの

- 目的の場所までの案内の際に、障害のある学生の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について、障害のある学生の希望を聞いたりすること。
- 介助等を行う学生（以下「支援補助学生」という。）、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。
- 視覚障害のある学生からトイレの個室へ案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室まで案内すること。その際、同性の職員がいる場合は、障害のある学生の希望に応じて同性の職員が案内すること。

## (2) 情報の取得、利用および意思疎通の変更・調整の具体例

- 筆談、要約筆記（ノートテイク）や音声認識による文字化、読み上げ（合成音声の利用含む）、手話、点字やスクリーンリーダーの使用等、多様な情報取得・コミュニケーション手段、ふりがなや写真、イラストなど分かりやすい表現を使って説明をする等、意思疎通の変更・調整を行うこと。
- 情報保障の観点から、以下の対応をすること。
  - 見えにくさに応じた情報の提供
    - ✧ 聞くことで内容が理解できる説明・資料（代替テキストの挿入）の提供
    - ✧ 拡大コピー、拡大文字、または点字を用いた資料の提供
    - ✧ カラーユニバーサルデザインに配慮した資料の提供
    - ✧ 遠くのものや動きの速いもの等触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供
  - 聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供
    - ✧ 映像に対する字幕付与
  - 見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に合わせた情報の提供

- ◇ 手のひらに文字を書いて伝える、活動や場所の手がかりとなるものを示す
  - 知的障害に配慮した情報の提供
    - ◇ 伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にしたり、図や絵等のシンボルを活用する、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと（その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること）
  - 抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと
    - ◇ 例えば、学内の施設利用等を届ける際の「手続」や「申請」等、サービスを受ける際に必要な言葉の意味を短い言葉で分かりやすく具体的に説明して、当該学生が理解しているかを確認すること
  - 言葉だけを聞いて理解することや言葉だけでの意思疎通に困難がある障害のある学生に対し、以下の対応をすること。
    - 絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用
    - 視覚的に伝えるための情報の文字化（書面での指示）
    - 質問内容を「どう思う？」ではなく、「はい・いいえ」または3つほどの選択肢を選ぶ等で端的に答えられるようにすることにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。
  - 声が出せない・出しにくい学生に対して、グループワークやディスカッションの場面で、文字やチャットコミュニケーション、合成音声を利用した発表を認めること。
  - 比喩表現等の理解が困難な障害のある学生に対し、比喩や暗喩、二重否定表現等を用いずに、より直接的な表現を用いて説明すること。
- (3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例
- 事務手続の際に、職員や教員、支援補助学生等が必要書類の代筆を行うこと。
  - 障害のある学生が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該学生の順番が来るまで別室や席を用意すること。
  - 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、体の震えや不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該の障害のある学生に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。
  - 視覚障害のある学生等に対して板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
  - 教室やスポーツ施設、文化施設等において、移動に困難のある障害のある学生を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害のある学生の希望に応じて、決められた車椅子用以外の座席も使用できるようにしたりすること。
  - 入学試験や期末試験等において、本人の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用、車椅子の持参使用、PCでの受験等を許可すること。
  - 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学修する学生のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳、または拡大したものやテキストデータ化したものを事前に渡すこと。
  - 聞こえにくさのある学生に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。
  - 学習障害等により学修内容の習得が困難な学生に対し、認知特性の様態に応じて、視覚的に認識しやすいよう工夫した教材等を用意したり、ICT機器の利活用を認めること。

- 肢体不自由のある学生に対し、体育等の科目の授業の際に、上・下肢や体幹の機能および姿勢保持の状況に応じて、ボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。
  - 日常的に医療的ケアを要する学生に対し、本人が対応可能な場合もあること等を含め、社会的障壁の除去を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。
  - 慢性的な病気等のために他の学生と同じように運動ができない学生に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりする等、病気等の特性を理解し、過度に予防、または排除をすることなく、参加するための工夫をすること。
  - 病気療養等のため学修できない期間が生じる学生に対し、ICTを活用した学修活動や補講を行う等、学修機会を確保する方法を工夫すること。
  - 読み・書き等に困難のある学生のために、授業や試験において読みやすい字体による資料を作成したり、タブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学修評価を行ったりすること。
  - 障害の特性等により、人前での発表が困難な学生に対し、必要に応じて代替措置としてレポートを課したり、学生が自らの発表を録画したものを発表用資料として活用すること。
  - 適切な対人関係の形成に困難がある学生のために、アクティブラーニング等においてグループを編成する時には事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある学生のために、話し合いや発表等の場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。
  - 理工系の実験、地質調査のフィールドワーク等でグループワークができない学生や、実験の手順や試薬を混同する等、作業が危険な学生に対し、当該科目の履修にあたり、個別の実験時間や実習課題を設定するほか、個別のティーチング・アシスタント等を付けたり、実験補助のための機器などの教室設備の整備等を行うこと。
- 4 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる事例としては、次のようなものがある。
- 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
  - 視覚障害のある学生が、点字ブロックのない会場内の移動に必要な介助を求める申出があった場合に、「安全上何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な移動介助の可能性を検討せず、一律に介助を断ること。
  - 電話利用が困難な障害のある学生から各種手続を行いたい旨求められた場合に、内規上、当該手続は学生本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに手続の実施を断ること。
  - 自由席での開催を予定している科目において、視覚障害のある学生からスクリーンや板書等がよく見える席での受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保等の対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。
  - 介助を必要とする障害のある学生から、講義の受講に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、当該科目が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理

由として、受講者である障害のある学生本人の個別事情や科目の実施状況等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。

- 着替えに介助を必要とする障害のある学生が、学内のスポーツ施設の利用に際して、支援者と共に利用できる更衣室を希望した場合に、空いている会議室や事務室など代替施設を検討することなく、設備がないという理由で一律に対応を断ること。
- 式典等で利用される講堂等において、車椅子を利用する障害のある学生から施設の構造上もしくは前席の観客の体格や行動等により舞台がよく見えないこと等を理由として、座席の変更を求める申出があった場合に、車椅子を利用する学生の座席の床面を嵩上げしたり、良好な視野を確保できる別の場所や席に案内したりといった対応が可能かどうかの検討を行うことなく、一律に対応を断ること。
- シラバス等において「当該授業において、オンラインによる提供はいかなる理由に関わらず実施しない」等、必要な調整を行わずに一律に対応を断る旨の記載をすること。

5 合理的配慮の提供義務違反に該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。

- 家庭での個別の体調管理や自宅への送迎等を求める申請があった場合に、本学が当該業務を事務・事業の一環として行っていないことから、その提供を断ること。（必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点）
- 学内厚生施設において、混雑時に視覚障害のある学生から店員に対し、店内を付き添って買物の補助を求める配慮の申出があった場合に、混雑時のため付添いはできないが、店員が買物リストに従って商品を準備することができる旨を提案すること。（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）
- オンライン講座の配信のみを行っている課程について、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた場合に、当該対応はその事業の目的・内容とは異なるものであり、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備も有していないため、当該対応を断ること。（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点、ただし、情報保障として行われる手話通訳や要約筆記、文字通訳等の提供を拒むことは合理的配慮の提供義務違反と考えられる）
- 発達障害等の特性のある学生から、得意科目で習得した単位を不得意な科目の単位として認定してほしい（卒業要件を変更して単位認定をしてほしい）と要望された場合、受講方法の調整などの支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定は、本学におけるディプロマ・ポリシー等に照らし、教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたるかの判断から、当該対応を断ること。（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）
- 車椅子を利用する学生が学期途中から介助者を同伴して受講することになった場合に、介助者席として当該学生の隣の席は用意できなかったが、できるだけ近接した席を用意すること。（過重な負担（物理的・技術的制約）の観点）
- 歩行に困難のある学生から段差でつまづかないように支援のための職員や支援補助学生を追加で配置するよう求めがあった場合に、つまづきを防止するための方策について検討した結果として、例えば簡易スロープによる段差の解消といった代替案を提案すること。（過重な負担の観点）

6 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る一例としては以下の例が挙げられる。

- 学長・副学長・法人事務局長等が関係部局長に指示し、教職員による障害のある学生への合理的配慮の提供や障害の「社会モデル」に対する理解を促進するためのFD/SD

研修を実施する（環境の整備）とともに、教職員が、学生一人一人の障害の状態等に応じた対応を行う（合理的配慮の提供）。

- 不特定多数の障害のある学生が利用することを想定し、学長・副学長・法人事務局長等が関係部局長に指示し、エレベーターやバリアフリートイレ、スロープの設置といった施設のバリアフリー化を進める（環境の整備）、とともに、教職員が、車椅子を利用する学生の求めに応じて教室間の移動等の補助を行う（合理的配慮の提供）。
- 障害のある学生から申込書類への代筆を求められた場合に、円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手続における適切な代筆の仕方について研修を行う（環境の整備）とともに、障害のある学生から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら教職員が代筆する（合理的配慮の提供）。
- オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障害のある学生にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話やメール等での対応を行う（合理的配慮の提供）とともに、以後、障害のある学生がオンライン申込みの際に不便を感じることをないように、ウェブサイトの改良を行う（環境の整備）。
- 講演会等において、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする（環境の整備）とともに、申出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定する（合理的配慮の提供）。
- 科目を受講する知的障害のある学生や読字に障害のある学生に向けて、わかりやすい資料を準備したり、配布資料や施設内の看板等の表示にふりがなやピクトグラムを使用したりする（環境の整備）とともに、学生一人一人の障害の状態等に応じて、教職員がわかりやすい言葉を用いて説明、代読する等の対応を行う（合理的配慮の提供）。
- 図書館への来館が困難な障害のある学生に対して、郵送や宅配による貸出等のサービスを行う（環境の整備）とともに、それらを独自に行っていない図書館において、郵送や宅配による貸出等のサービスを行っている図書館と連携し利用者一人一人の障害の程度に応じた貸出等の対応を行う（合理的配慮の提供）。